

石川県公報

令和2年6月30日

第13318号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示			
○随意契約の相手方等	(税務課)	1	○農用地利用配分計画の認可公告 (農業政策課) 6
○歳入の徴収事務の委託	(自然環境課)	2	公安委員会
○農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録の更新	(農業政策課)	2	○石川県公安委員会が行う交通の規制の一部改正 6
○本多の森公園の区域の変更	(公園緑地課)	3	選挙管理委員会
			○政治団体の届出の公表 7
公 告			○政治団体の届出事項の異動の届出の公表 8
○大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告	(経営支援課)	3	○政治団体の解散の届出の公表 8
			○資金管理団体の届出の公表 8

告 示

石川県告示第220号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり随意契約の相手方等について告示する。

令和2年6月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
税務総合情報システム機器等借上 一式
 - 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部税務課
金沢市鞍月1丁目1番地
 - 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月24日
 - 随意契約の相手方の名称及び所在地
富士通リース株式会社北陸支店
金沢市昭和町16番1号
 - 随意契約に係る契約金額
551,430,000円
 - 契約の相手方を決定した手続
随意契約
 - 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定に該当するため
-
- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
税務総合情報システムの機器更新に伴う業務プログラム等の移行及び改修業務委託 一式
 - 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県総務部税務課
金沢市鞍月1丁目1番地
 - 随意契約の相手方を決定した日

令和2年5月15日

4 随意契約の相手方の名称及び所在地

富士通株式会社

神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号

5 随意契約に係る契約金額

39,875,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号の規定に該当するため

石川県告示第221号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収事務を委託した。

令和2年6月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

委 託 事 項	委 託 先		委 託 期 間
	所 在 地	名 称	
石川県自然公園施設のうち南竜山荘及び南竜ヶ馬場ケビンに係る使用料の徴収事務	白山市鶴来本町4丁目ヌ85番地	一般財団法人 白山市地域振興公社	令和2年7月1日から同年11月30日まで

石川県告示第222号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録を更新した。

令和2年6月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 登録年月日及び登録番号

平成17年6月28日 17037

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

石川スズエ販売株式会社

杭田 節夫

金沢市黒田2丁目373番地

3 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物(玄米)

4 登録の区分

品位等検査

5 登録検査機関が農産物検査を行う区域

石川県

6 農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類
杭 田 節 夫	金沢市黒田2-417	玄米
村 田 哲 弥	金沢市西金沢3-517-1	玄米
高 橋 秀 和	野々市市本町1-34-18	玄米

7 登録更新年月日

令和2年6月28日

1 登録年月日及び登録番号

平成17年6月28日 17038

- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

株式会社池上商店

池上 智久

金沢市松寺町カ146番地

- 3 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類

国内産農産物(玄米)

- 4 登録の区分

品位等検査

- 5 登録検査機関が農産物検査を行う区域

石川県

- 6 農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

氏名	住所	農産物検査を行う農産物の種類
池上 智久	金沢市三口町水75-2	玄米
下川 清美	金沢市泉野出町2-8-15	玄米
山岸 広志	金沢市長坂町3-6-3	玄米
相良 考一	金沢市三口町火297 スカイマークII102号	玄米
富田 孝	金沢市北森本ト82-2	玄米
池上 亮太	金沢市三口町水75-2	玄米

- 7 登録更新年月日

令和2年6月28日

石川県告示第223号

石川県都市公園条例(昭和39年石川県条例第59号)第2条第2項の本多の森公園の区域を次のとおり変更する。

令和2年6月30日

石川県知事 谷本正憲

変更の内容	区域	供用開始の日
金沢市出羽町及び本多町3丁目 の一部を追加する。	別図のとおり (別図は、省略し、石川県土木部公園緑地課及び金沢城・ 兼六園管理事務所において縦覧に供する。)	令和2年7月1日

公 告

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

令和2年6月30日

石川県知事 谷本正憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス金沢窪店

金沢市窪四丁目417番 外13筆

- 2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設

公告日 令和元年12月13日

- 3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(1) その他の事項

- ア 石川県バリアフリー条例の届出が必要です。
- イ 建設リサイクル法の届出が必要です。
- ウ 省エネルギー法の届出が必要です。
- エ 「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」第14条の規定に基づく届出中です。
区域区分：市街化区域
用途地域：準住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）
防火指定：建築基準法第22条区域
その他：高度地区（20m）
- オ 市道を工事するときは、道路法第24条に基づく申請が必要です。
- カ 道路に仮設工作物を設置するときは道路占用許可の申請が必要です。
- キ 当該計画の施行により、道路に破損、汚損が生じた場合、現状回復を命じることがあります。
- ク 雨水排水計画について協議してください。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和2年6月30日から同年7月30日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゲンキー本府中店 カメラのキタムラ七尾本府中店
七尾市本府中町ヲ23番地1

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設
公告日 令和元年12月17日

3 市町の意見の概要

市町名 七尾市
意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和2年6月30日から同年7月30日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー白山店・クスリのアオキ横江店
白山市横江町土地区画整理事業施行地区内5街区23 外39筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 新設
公告日 令和元年12月24日

3 市町の意見の概要

市町名 白山市
意見の概要

(1) その他の事項

- ア 開店時には、周辺道路で相当な渋滞が発生することが予想される。路線バス及びコミュニティバスの定時運

行に支障がないよう配慮すること。

イ 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例の施設整備基準を遵守すること。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和2年6月30日から同年7月30日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

増穂ヶ浦ショッピングモールアスク

羽咋郡志賀町富来領家町甲の26番地1 外6筆

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

公告日 令和元年12月10日

3 市町の意見の概要

市町名 志賀町

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和2年6月30日から同年7月30日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スギ薬局石川県庁前店

金沢市藤江北4丁目280番地 他

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、駐車場の位置及び収容台数、大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができる時間帯、駐車場の出入口の数及び位置

公告日 令和元年12月20日

3 市町の意見の概要

市町名 金沢市

意見の概要

(1) 騒音の発生に係る事項

ア 敷地境界で規制値を超過する場合は、対策を講じること。

(2) その他の事項

イ 「金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例」第14条の規定に基づく届出については了承済みです。

ウ 地区計画の届出は了承済みです。

区域区分：市街化区域

用途地域：第二種住居地域（建ぺい率60%、容積率200%）

防火指定：建築基準法第22条区域

その他：地区計画（金沢西部西地区）

街づくり基本協定（石川県）

エ 乗入の拡幅（道路法第24条）については協議済みです。

オ 道路に仮設工作物を設置するときは道路占用許可の申請が必要です。

カ 当該計画の施行により、道路に破損、汚損が生じた場合、現状回復を命じることがあります。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

令和2年6月30日から同年7月30日まで

農用地利用配分計画の認可公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和2年6月30日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
太平 武士	金沢市	金沢市打木町西395番ほか15筆
農事組合法人 岩井戸農産	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字上町と部91番1ほか12筆
農事組合法人 SKYファーム	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字鴨川式字73番ほか8筆
脇 晴希	鳳珠郡能登町	鳳珠郡能登町字神和住ワ部42番2ほか49筆
小馬場 久在衛門	加賀市	加賀市分校町17番ほか2筆
農事組合法人 あさひ	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町福田お12番
角野 龍馬	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町小田中きし51番
岡部 悟	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町上後山に58番
岡部 正人	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町上後山に56番
棚田 政秀	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町上後山に46番ほか1筆
棚田 啓二	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町上後山い25番ほか3筆
棚田 孝博	鹿島郡中能登町	鹿島郡中能登町上後山に38番

2 認可年月日

令和2年6月30日

公 安 委 員 会

石川県公安委員会告示第69号

石川県公安委員会が行う交通の規制（昭和47年石川県公安委員会告示第48号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月30日

石 川 県 公 安 委 員 会

別表第2（一方通行）津幡警察署管内の表に次のように加える。

113	のと里山海道主要地方道金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字宮坂五字10番27地先から河北郡内灘町字宮坂ぬ365番2地先まで（ICオンランプ）	約500メートル	終日	自動車	流入路から本線入口に至る方向
114	のと里山海道主要地方道金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字宮坂ぬ365番2地先から河北郡内灘町字宮坂365番40地先まで（オフランプ）	約500メートル	終日	自動車	本線出口から流出路に至る方向

別表第4(指定方向外進行禁止)津幡警察署管内の表に次のように加える。

429	のと里山海道主要地方道金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字宮坂ぬ365番2地先(本線側)	本線車道からオンランプ方向への左折	自動車	終日
430	のと里山海道主要地方道金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字宮坂ぬ365番2地先(オンランプ側)	オンランプから本線車道方向への右折	自動車	終日

別表第11(最高速度の指定)津幡警察署管内の表に次のように加える。

113	のと里山海道主要地方道金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字宮坂五字10番27地先から河北郡内灘町字宮坂ぬ365番2地先まで(ICオンランプ)	約500メートル	毎時40キロメートル	終日	自動車
114	のと里山海道主要地方道金沢田鶴浜線	河北郡内灘町字宮坂ぬ365番2地先から河北郡内灘町字宮坂365番40地先まで(オフランプ)	約500メートル	毎時40キロメートル	終日	自動車

別表第11(最高速度の指定)輪島警察署管内の表13の項及び14の項を次のように改める。

13	削		除			
14	能越自動車道自動車専用道路、国道470号(穴水道路)	鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦十八字4番地1先から鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦十七字12番地2先まで	約440メートル	毎時60キロメートル	終日	自動車

別表第11(最高速度の指定)輪島警察署管内の表に次のように加える。

49	国道470号(能越自動車道)	輪島市三井町洲衛老参部11番1先から鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦壱八4番2先まで	約530メートル	毎時40キロメートル	終日	自動車
----	----------------	--------------------------------------	----------	------------	----	-----

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和2年6月30日

石川県選挙管理委員会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)	届出年月日
あらい淳志後援会	荒井 淳志	北 武志	金沢市若宮1丁目92プラトンプリエ102	衆議院議員(候補者等)	荒井 淳志 衆議院議員(候補者等)	令和2年5月13日

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
林茂信黒瀬町後援会	米 谷 長 一	小 森 正 市	加賀市黒瀬町ホの65甲	令和2年5月28日

石川県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年6月30日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
国民民主党 石川県第1区総支部	荒井 淳志	主たる事務所 の所在地	金沢市若宮1丁目 92 プラトンプリ エ102	金沢市鞍月4丁目 133 KCビル	令和2年5月1日
自由民主党 石川県食育流通支部	徳成 克久	代表者	徳成 克久	堀池 光剛	令和2年5月8日
		会計責任者	南林 裕之	徳成 克久	令和2年5月8日

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
上田ともかず後援会	黒谷 治夫	会計責任者	村上 和幸	松長 照	令和2年2月1日
木下ひろゆき後援会	北地 良成	代表者	北地 良成	北瀬 利樹	令和2年2月1日
		会計責任者	村上 和幸	松長 照	令和2年2月1日

石川県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年6月30日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

(政党の支部以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
林茂信黒瀬町後援会	米谷 長一	平成31年4月3日

石川県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和2年6月30日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
荒井 淳志	衆議院議員 (候補者等)	あらい淳志後援会	金沢市若宮1丁目92 プラトンプリエ102	令和2年5月12日